

## 阿賀町ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、阿賀町広告掲載要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき「阿賀町ホームページ」（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は要綱第3条の基準に適合し、公共性・公益性を妨げないものとする。

### (広告枠数・規格及び掲載位置)

第3条 広告の枠数・規格及び掲載位置は次のとおりとする。

- (1) ホームページのトップページにおける広告枠数は最大8枠とする。
  - (2) ホームページに掲載するバナー広告の規格は、次のとおりとする。
    - ア 上下65ピクセル
    - イ 左右210ピクセル
    - ウ 4キロバイト以内
    - エ GIF形式（アニメーション不可）またはJPEG形式
  - (3) バナー広告の広告表現については、別に定める「阿賀町ホームページ広告表現運用基準」によるものとする。
- 2 広告掲載位置はホームページを所管する課長が決定する。

### (広告掲載料)

第4条 バナー広告の掲載料は、1枠につき1月当り町内に住所、又は主たる営業所・店舗等を有するものは4,000円、町内に住所、又は主たる営業所・店舗等を有しないものは6,000円とする。

### (広告掲載の募集)

- 第5条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を阿賀町のホームページ及び広報誌等により行うものとする。
- 2 年度途中で掲載広告に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

### (広告掲載の申込み)

- 第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は「阿賀町ホームページバナー広告掲載申込書」（様式第1号）に広告案を添付して町長に提出しなければならない。その際、町長は広告主に関する資料を求めることができる。
- 2 同一広告申込者が申し込める広告は、1月について1枠限りとする。連続する掲載期間は、各年度最大12月とする。ただし、年度を越える期間を指定することができないものとする。

### (広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込書を受理したときは、第5

条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告申込者がホームページ上の枠の数を超える場合は、次の順位により決定するものとする。
  - (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
  - (2) 町内に主たる営業所、店舗等を有する事業所
  - (3) 前2号に掲げる以外のもの
- 3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を、「阿賀町ホームページバナー広告掲載（不掲載）決定通知書」（様式第2号）により広告申込者に通知しなければならない。
- 4 広告申込者が同一順位で複数いる場合は、抽選により順位を決定する。
- 5 町長は広告案を審査した場合において、必要があるとみとめるときは、広告申込者に修正を求めることができる。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。